

令和7年10月22日
中部運輸局自動車交通部
自動車監査官

日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和7年10月22日付けで、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づき、中部運輸局管内各運輸支局において自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社

住 所：東京都千代田区大手町2-3-1

代 表 者：小池 信也

2. 処分内容

自動車の使用の停止処分（16 営業所）

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
愛知	こぎかい 小坂井	1両×60日	岐阜	やまおか 山岡	1両×90日
愛知	あつみ 渥美	1両×60日	岐阜	かみやはぎ 上矢作	1両×84日
愛知	いしまき 石巻	1両×60日	三重	かばた 川俣	1両×89日
愛知	とよあけ 豊明	1両×60日	三重	みさと 美里	1両×98日
愛知	ながしの 長篠	1両×60日	三重	かゆみ 粥見	1両×82日
福井	いまじょう 今庄	1両×60日	静岡	いなさ 引佐	1両×68日 1両×69日
岐阜	かいづ 海津	2両×40日	静岡	たつやま 竜山	1両×80日
岐阜	みやむら 宮村	1両×92日	静岡	きよさわ 清沢	1両×81日

3. 処 分 日

令和7年10月22日（水）

【問い合わせ先】

中部運輸局自動車交通部自動車監査官 田中、中野

TEL：052-952-8038